

Q47

貯金等と借入金等の相殺の仕方によって、貯金等の受領額に差が生じることがありますか。

Ans.

① 貯金保険制度の対象となる貯金等と保険対象外の貯金等を有している場合は、どちらの貯金等で相殺を行うかによって、最終的な受取額に大きな差が生ずることがあります。貯金保険制度の対象となる貯金等の場合は、破綻農水産業協同組合の財産状況により一部カットを受ける対象が保護されない元本1,000万円を超える部分に限定されるのに対し、譲渡性貯金や外貨貯金等保険対象外の貯金等の場合には、当該貯金全体が一部カットの対象となります。このため、一般的には保険対象外の貯金等で借入金等債務と相殺を行った方が、最終的な受領金額が多くなると考えられます。

② 貯金保険制度の対象外となる貯金等を有していない場合においても、貯金等が貯金保険で保護される限度を超える場合は、その超える金額相当額についての最終的な受取額は上記①と同様に一部カットされることがあります。このため、一般的には貯金保険で保護されない（限度を超える）金額相当分の貯金等と借入金等債務を相殺することで、最終的な受領金額については、貯金者に有利になる場合が多いと考えられます。

③ では、上記②の場合、どの貯金等と相殺した場合が有利かにつきましては、どの貯金等とどの借入金等債務を相殺するか、また、いつ相殺するかによって、貯金・借入金等の利息額が異なりますので、貯金者自身が個別に検討することとなります。

なお、名寄せ作業を行って付保貯金としていたん特定された貯金で借入金等債務を相殺する場合、付保貯金額が再計算され、付保貯金が再度特定されるまで保険金の支払や付保貯金の払戻しをお待ちいただくことになります^(注)。どの貯金が付保貯金としていたん特定されたものかの確認については、保険金支払方式の場合は、貯金保険機構から貯金者に送付される「保険金支払明細書」により行ってください。また、資金援助方式の場合には、破綻農水産業協同組合に照会してください。

(注) 相殺を行った貯金については、保険金の支払や付保貯金の払戻しは受けられません。

I

貯金等の保護
範囲の概要

II

貯金保険制度の
あらまし

III

貯金者アーティ等
の整備

IV

貯金の取扱い
破綻時の付保

V

支払対象とならない
貯金等の取扱い
破綻時に保険金の

VI

破綻処理

VII

対応
金融危機への

VIII

と責任追及
不良債権の回収